

日産 取引先サステナビリティガイドライン

2026 年 1 月
日産自動車株式会社

<目 次>

はじめに.....	3
1. 取引先サステナビリティガイドライン	4
1.1 本ガイドラインの概要と活用について.....	4
1.2 対象分野と項目	4
1.2.1 コンプライアンス.....	4
1.2.2 安全・品質.....	5
1.2.3 人権・労働.....	5
1.2.4 環境	7
1.2.5 デューディリジェンス.....	8
1.2.6 責任ある原材料調達	8
1.2.7 コミュニティ・グローバル社会	8
2. 取引先の皆さまへのお願い事項	9
2.1 サステナビリティ活動の推進	9
2.1.1 法令遵守	9
2.1.2 社内体制の強化	9
2.1.3 サプライチェーンへの周知徹底	9
2.1.4 デューディリジェンスの実施	9
2.2 皆さまとの確認事項	9
2.2.1 サステナビリティガイドラインの合意確認	9
2.2.2 サステナビリティ活動及びデューディリジェンス実施の評価	9
2.2.3 サステナビリティガイドライン違反発生時の措置	10
取引先合意確認書	11

はじめに

グローバルなビジネス環境が刻一刻と変化する中、お客さまをはじめとした各ステークホルダーは、企業の社会・環境課題への対応に高い関心を寄せており、これらの課題の未然防止・解決を目的に各国で様々な法制化が進んでいます。

日産自動車株式会社と外国企業を含むすべての連結子会社（以下、「日産」といいます。）は、取引先の皆さまから多大なるご協力を賜り、サプライチェーンにおけるサステナビリティの諸活動を確実に進めてまいりました。この度、サステナビリティの取り組みを一層強化するために「日産取引先サステナビリティガイドライン」へ改定いたしました。

本ガイドラインでは、取引先の皆さまを日産のサステナビリティ戦略における重要なパートナーとして明確に位置づけています。取引先の皆さまは、貴社独自のサプライチェーンを保護されるだけでなく、日産が社会および環境に与える影響にも直接的にかかわっていらっしゃいます。さらに自動車業界や社会全体の変革にも主要な役割を担われるものと考えています。

サステナビリティに関わる規制や規格が強化されるのに伴い、事業者は自社のサプライチェーンにおいてデューディリジェンス活動を推進し、その報告を行うことが求められています。本ガイドラインの改定の狙いは、日産が取引先の皆さまとともに、社会に対するプラスの影響を拡大し、マイナスの影響を縮小・抑制するという責務を再確認し、サステナビリティ活動を強化していくことにあります。皆さまには、本ガイドラインを遵守すると共に、デューディリジェンスを実施し、さらに、貴社の取引先にも、本ガイドラインを展開するようお願いいたします。

社会・環境課題に対する関心は、世界各国でますます高まっています。事業や市場の拡大を進める企業が、これらの課題解決に向けてどのように取り組むか、その姿勢にも関心が集まっています。

これは、私たちにとって大きな挑戦ではありますが、一方で新たな可能性を生み出すチャンスでもあると考えています。取引先の皆さまには、サステナビリティの観点から企業活動を見直し、経営体制を強化していただきたく存じます。

この冊子が取引先の皆さまにとって、実践的な指針となり、皆さまのサステナビリティ体制を強化する一助となれば幸いです。また本ガイドラインで網羅されている分野に関し、皆さまのサプライチェーン内での展開・推進をお願いいたします。

1. 取引先サステナビリティガイドライン

1.1 本ガイドラインの概要と活用について

本ガイドラインは、取引先の皆さまが企業活動をサステナビリティの視点で振り返り、さらに発展させる取り組みを推進するための指針を定めています。特に、自動車産業において皆さまの取り組みが求められる7分野・31項目を選定しました。

1.2 対象分野と項目

1.2.1 コンプライアンス

法令の遵守

各国・地域の法令を遵守する。コンプライアンス徹底のための、方針や体制、行動指針・通報制度・教育等の仕組みを整備し、実施する。

競争法の遵守

各国・地域の競争法を遵守し、私的独占、不当な取引制限(カルテル、入札談合等)、不公正な取引方法、優越的地位の濫用等の行為を行わない。

汚職防止

政治献金・寄付等は各国・地域の法令に基づいて実施し、取引先の皆さまと透明かつ公正な関係づくりに努める。関税の減額や税制上の優遇などについて、不当に利益や優遇措置を取得・維持することを目的として、公務員やビジネスパートナーに対して直接的または間接的に、接待・贈答・現金、ギフトカード等の金銭やビジネス上の優待といった価値の授受・供与を行わない。

個人情報・機密情報の管理・保護

顧客・第三者の機密情報は、正当な方法で入手するとともに、厳重に管理し、適正な範囲で利用し、保護する。個人情報を収集、保管、処理、移転、共有する場合、個人情報保護および情報セキュリティに関する法律および規制要件を遵守する。

輸出入取引管理

各国・地域の法令等で規制・禁止される物品・ソフトウェア・技術等の輸出入に関して、適切な輸出手続・管理を行う。

知的財産の保護

自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権を保護するとともに、第三者の知的財産の不正入手・使用、権利侵害を行わない。

反社会的勢力の排除

経営者から従業員にいたる各人が、反社会的勢力を排除し、断固として関係を遮断する。この明確な方針をステークホルダーや取引先と共有していく。

1.2.2 安全・品質

お客さまのニーズに応える商品・サービスの提供

お客さまのニーズを把握して、社会的に有用な商品を開発・提供する。社会的に有用な商品とは、年齢・性別・身体障がいの有無等にかかわらず、誰もが利用しやすい商品。あるいは、省エネ、省資源、環境保全等環境負荷の少ない商品をいう。

商品・サービスの安全確保

各国・地域ごとに定められた安全法規等を満たした商品・サービスを生産・提供する。

商品・サービスの品質確保

品質を確保する全社的な仕組みを構築・運用する。

1.2.3 人権・労働

人権尊重

「日産人権方針」に列挙する国際人権基準の趣旨に沿って、人権を尊重する。

現地の法令と国連のビジネスと人権に関する指導原則(UNGPs)等の国際人権基準との間に矛盾がある場合には、可能な限り国際人権基準を尊重する方法を追求する。

差別の禁止

あらゆる雇用の場面(採用、雇用、昇進、給与、解雇、定年退職、業務付与、懲罰等)において、人種・国籍・性別・宗教・身体障がい・年齢・出身・その他を理由とした差別を行わない。

ハラスメントの禁止

職場において、人種・国籍・性別・宗教・身体障がい・年齢・出身・その他を理由とした、いかなる形態のハラスメントも許さない。

職場におけるハラスメントを防止するために、全ての従業員は敬意と尊厳をもって扱われなければならない。ハラスメントには、たとえ該当地域にて違法と認識されていない場合においても、身体的・性的、口頭またはその形を問わず、従業員に対する脅迫、嫌がらせ、報復、暴力行為が含まれる。また、体罰や精神的、身体的な強制行為も同様である。

児童就労の禁止

各国・地域の法令が定める就労可能年齢に達しない未成年の就労は認めない。また、いかなるケースにおいても、日産として15歳未満の就労を認めない。

「就労可能年齢に達しない未成年」とは、義務教育を修了する年齢、または、当該国・地域の雇用最低年齢のうち、いずれか高い方の年齢に満たない者を指す。児童労働の防止を目的とした年齢確認を行い、児童労働が判明した場合には、是正措置を実施しなければならない。

強制労働の禁止

すべての労働は自発的であること、および従業員が自由に離職できることを確実に保証し、強制労働は行わない。

すべての労働が自発的であるためには、強制労働、拘束労働(債務や就業斡旋料やその他の容認できない経済的費用による拘束を含む)、年季奉公、非自発的または搾取的な囚人労働、その他の類似するあらゆる労働や制限を容認してはならない。従業員が自由に離職できることを確実に保証するため、労働者が保有する政府発行の身分証明書、本人確認書類、旅券の原本を没収してはならない。

賃金

最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する各国・地域の法令を遵守する。

最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他福利厚生等に関する法律がない場合には、従業員が十分な生活水準を確保できる賃金の支払いが望ましい。

労働時間

従業員の労働時間(超過勤務を含む)の決定、および休日・年次有給休暇の付与その他について、各国・地域の法令を遵守する。

すべての超過勤務は、時間外労働として取扱われ、自発的なものであるべきことを意識すると共に、労働時間を信頼できる手法を用いて記録・管理できるようにし、労働時間に関するデータは安全かつ適切な形にて保管することが望ましい。

従業員との対話・協議

従業員の代表、もしくは従業員と、誠実に協議・対話する。

従業員が自由に結社する権利または結社しない権利を、事業活動を行う国・地域の法令に基づいて認める。

従業員の代表、もしくは従業員と、誠実に協議・対話することは、すべての労働者の自らの意思による団体交渉、平和的集会への参加の権利を尊重するとともに、それらを差し控える労働者の権利も尊重することを意味している。事業活動を行う国・地域の法令に基づいて従業員が自由に結社する権利または結社しない権利を認めることに伴い、これらの権利を行使あるいは行使しない選択をした従業員に対するいかなる形の脅迫・嫌がらせ・報復・暴力も禁止するための措置を講じることが求められる。

安全・健康な労働環境

従業員の職務上の安全・健康を最優先とし、労働災害の防止に最善を尽くす。

安全・健康な労働環境を構築するために、事業を展開している国のすべての安全衛生法を順守し、これらの法律および社内規則への順守を定期的に確認する。また、全社レベルで明確かつ測定可能な安全衛生目標(例えば、死亡事故ゼロ、等)を設定し、具体的な安全衛生対策について教育を実施する。また、安全衛生に関わるインシデントから得られた教訓を再発防止策の策定に活用する。従業員の職務上の安全・健康を最優先するため、18歳未満の従業員を危険な仕事(健康や安全を脅かす可能性のある仕事)に従事させてはならない。

日産の人権・労働に関する詳細について

- 日産グローバル行動規範
https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/LIBRARY/ASSETS/PDF/NISSAN_GCC_J.pdf
- 日産人権方針
https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/LIBRARY/HUMAN_RIGHTS/ASSETS/PDF/Nissan_Human_Rights_Policy_j.pdf
- 日産グローバル人権ガイドライン
https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/LIBRARY/HUMAN_RIGHTS_GUIDELINE/
- 日産サステナビリティデューデリジェンス基準
https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/LIBRARY/DUE_DILIGENCE/

1.2.4 環境

環境マネジメント

幅広い環境活動を推進するため、各国・地域の法令を遵守するとともに、今後の法令変更にも対応するよう努める。全社的な管理の仕組みを構築して、継続的に運用・改善する。日産から情報を要求された場合、報告を行う。

温室効果ガスの排出削減

各国・地域の法令を遵守するとともに、今後の法令変更にも対応するよう努める。事業活動での温室効果ガスの排出の管理、エネルギーの有効活用や消費量低減を推進する。日産から情報を要求された場合、報告を行う。

大気・水・土壌等への環境影響の防止

各国・地域の法令を遵守するとともに、今後の法令変更にも対応するよう努める。大気の汚染、水の汚染や使用量増大、土壌の汚染や侵食・劣化等の環境影響に関し、継続的な監視と原因への対策を進める。日産から情報を要求された場合、報告を行う。

省資源・廃棄物削減

各国・地域の法令を遵守するとともに、今後の法令変更にも対応するよう努める。廃棄物の適正処理やリサイクル、資源の有効活用を通じ、廃棄物の発生量・最終処分量の削減に取り組むとともに、新規採掘資源の使用量削減に努める。日産から情報を要求された場合、報告を行う。

化学物質管理

各国・地域の法令を遵守するとともに、今後の法令変更にも対応するよう努める。法令で禁止された化学物質を商品に含有させないだけでなく、製造工程においても使用しない。法令等で指定された化学物質に関しては、排出量の把握や行政への報告等、規定の対応を行い、また環境汚染の可能性がある化学物質を特定した場合は、安全な管理に努める。日産から情報を要求された場合、報告を行う。

生物多様性の保全

各国・地域の法令を遵守するとともに、今後の法令変更への対応にも努める。事業活動、及び原材料調達・物流・部品製造等のサプライチェーンにおける活動において、野生生物・植生やその生息地における生態系を含む、生物多様性の保全に努める。日産から情報を要求された場合、報告を行う。

騒音と振動

各国・地域の法令を遵守するとともに、今後の法令変更への対応にも努める。工場やオフィス、店舗等の事業所において、企業活動に起因する騒音や振動等により、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう配慮した事業運営に努める。日産から情報を要求された場合、報告を行う。

工場の安全性

各国・地域の法令を遵守するとともに、今後の法令変更への対応にも努める。工場等の操業が周辺環境の安全性に悪影響を及ぼさないよう配慮した事業運営に努める。日産から情報を要求された場合、報告を行う。

日産の環境に関する要求事項、適用範囲等の詳細について

- ニッサン・グリーン調達ガイドライン
https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/LIBRARY/GREEN_PURCHASING/

1.2.5 デューディリジェンス

「日産サステナビリティデューディリジェンス基準」と同水準で、事業活動全体における環境や人権等への悪影響を特定し、停止、防止、または軽減する。

また、(1) 環境や人権等へ悪影響を与える行為に関して、法律の範囲内において自社及び取引先の従業員による匿名での報告、通報、相談を可能とするプロセスを備えること、(2) 自社及び取引先の従業員はそのプロセスにおいて、報告、通報、相談に対するあらゆる報復から保護されること、(3) これらのプロセスの存在について従業員に周知することが求められる。さらに同水準のプロセスを、自社のサプライチェーンにおいても運用することが求められる。

1.2.6 責任ある原材料調達

原材料に対するデューディリジェンスを進め、責任ある原材料調達に関わる法律を遵守する。材料や構成部品に含まれる天然資源が、人権や環境等の観点で社会的な悪影響を及ぼしていないかを確認する。悪影響が想定、または確認された場合は、本ガイドライン2.2.3に従ってリスクを停止、防止、または軽減し、改善に向けた対策を実施する。

日産の責任ある原材料調達に関する詳細について

- 責任ある原材料調達への対応方針
https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/LIBRARY/MATERIALS_SOURCING/

1.2.7 コミュニティ・グローバル社会

地域社会の生活への貢献

事業活動を行うあらゆる地域で、地域社会に貢献する。

民族・宗教・言語的マイノリティ、女性、子ども、移住労働者とその家族、先住民族、LGBTQ+の人々を含む、人権や環境への悪影響に対して脆弱なグループに属する個人の権利を保障する国際人権基準に配慮する。

ステークホルダーへの情報の開示

財務状況・業績、事業活動の内容等の情報をステークホルダーに対し、適宜・適切に開示するとともに、オープンで公正なコミュニケーションを通じてステークホルダーとの相互理解、信頼関係の維持・発展に努める。

2. 取引先の皆さまへのお願い事項

2.1 サステナビリティ活動の推進

2.1.1 法令遵守

法令と社会通念上の慣習を遵守することへの社会的要請が高まる中、取引先の皆さまのコンプライアンス違反が散見されています。本ガイドラインを遵守していただくこと、とりわけ、法令遵守を徹底していただくようお願いいたします。

2.1.2 社内体制の強化

あらゆる法令・規範を遵守するための社内体制を構築・整備し、運用していただくようお願いいたします。社内のガバナンスや内部監査を強化し、法令・規範の違反が発生しない風土の醸成を推進してください。

2.1.3 サプライチェーンへの周知徹底

サステナビリティガイドライン、とりわけ、コンプライアンスの遵守については、皆さまの調達先、委託先を含めたサプライチェーン全体に周知徹底をお願いいたします。

2.1.4 デューディリジェンスの実施

サステナビリティに関わる規制等により、デューディリジェンスの実施が求められています。「日産サステナビリティデューディリジェンス基準」に則ったデューディリジェンスの実現のため、取引先の皆さまを含めた、サプライチェーン全体において、上記基準と同水準にてデューディリジェンスを実施してください。

2.2 皆さまとの確認事項

サステナビリティガイドラインを遵守していただいていることの確認のため、

1. 日産購買プロセスにおいて、本ガイドラインへの合意確認書の提出をお願いいたします（必須）
2. サステナビリティ活動について、第三者による評価を受けていただくようお願いいたします。取引状況やリスクを総合的に考慮した上で、評価を受けていただく取引先を選定いたします。対象となられた取引先には、本評価の実施をお願いいたします。

2.2.1 サステナビリティガイドラインの合意確認

本ガイドラインに関する合意確認書の提出をお願いいたします。

なお、上記合意はガイドライン改定後も、引き続き最新の内容に対する合意として取り扱うことといたします。改訂後の内容について、ご不明点等がございましたら、お問い合わせください。

- 取引開始時：本ガイドラインの最終ページの合意確認書に署名し、ご返送をお願いいたします。
- 発注先選定時：見積依頼書(RFQ: Request for Quotation)に記載された質問に回答いただくことにより、本ガイドラインへの合意を確認いたします。
加えて、日産は、取引基本契約、サービス専用契約、その他の基本契約の中に、関係法規や規制を遵守していただくことを明記しております。

2.2.2 サステナビリティ活動及びデューディリジェンス実施の評価

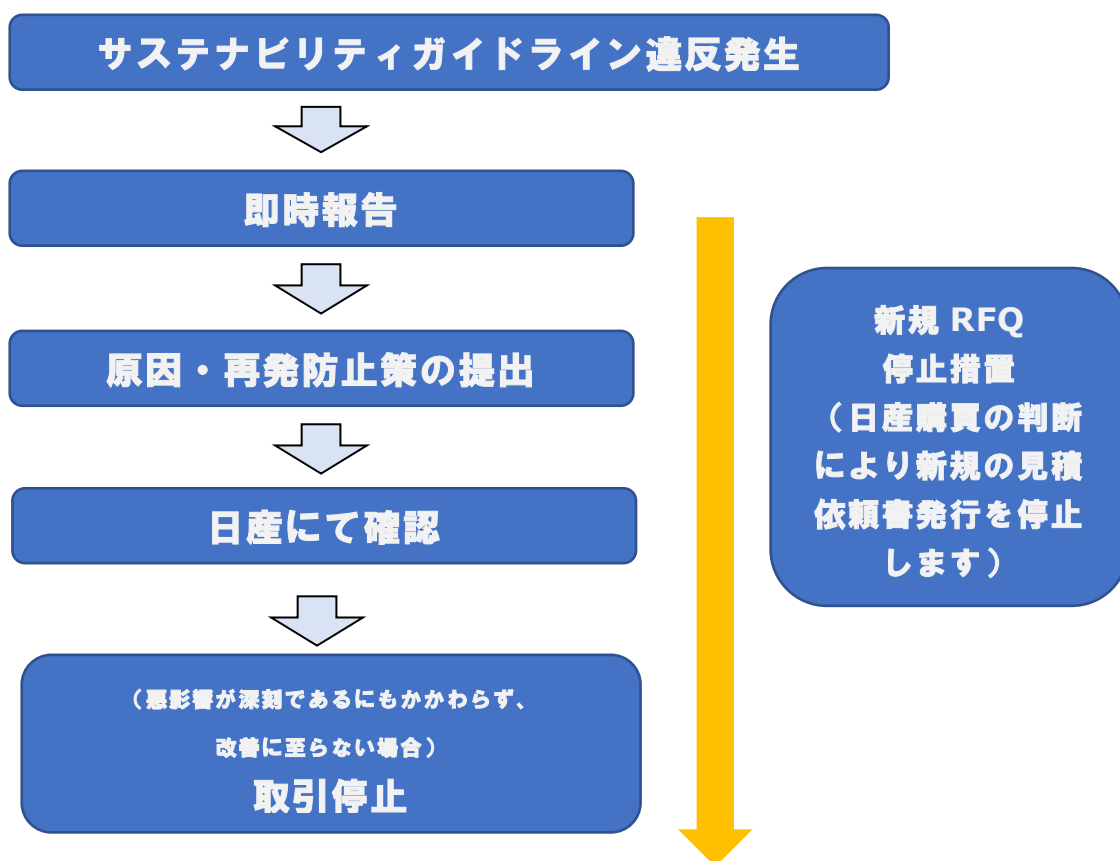
日産は、取引先の皆さまがサステナビリティガイドラインを遵守し、また、デューディリジェンスを実施していることを確認するため、国際的に認証された第三者の評価機関により、皆さまのグループ全体で評価を受けるをお願いしております。

取引先の皆さまは、日産の購買プロセスの一環として、要請に応じて評価を完了するものいたします。

- この取り組みでは、評価を受けていただく取引先を段階的に拡大します。対象となった取引先には、別途ご連絡いたします。
- この評価にご協力いただける取引先には、日産が推奨する第三者の評価機関を提案いたします。
- 受けられた評価の結果は、秘匿情報として扱われ、取引先と日産へ共有されます。日産から取引先へ結果についてお尋ねすることがあります。
これらの評価結果が、日産の期待値を満たさない場合には、改善策の策定と実行をお願いさせていただきます。

2.2.3 サステナビリティガイドライン違反発生時の措置

万が一取引先の皆さまの事業活動においてサステナビリティガイドラインの違反が発生した場合、日産への即時報告、原因調査とその結果の報告、さらに再発防止対策の提出をお願いいたします。適切な対策が施されるまでの間、日産は、新規見積依頼書(RFQ)の発行を停止します。また、悪影響が深刻である場合にもかかわらず改善に至らない場合は最終手段として取引を停止することがあります。



また、万が一取引先によるサステナビリティガイドラインの違反により、日産に経済的な損害が認定された場合は、その求償を実施いたします。

日産のサステナビリティ戦略に関しては、下記のリンクをご参考ください。

<https://www.nissan-global.com/JP/SUSTAINABILITY/>

取引先合意確認書

日産は、本ガイドラインを受け取られたすべての取引先の皆さまに対し、法的代表者による「取引先合意確認書」へのご署名と、ご提出をお願いいたします。

この確認書へのご署名により、取引先の皆さまが、すべての項目と条件を読んだ上でまたは日産へ供給されるすべての部品/材料またはサービスに関し、本ガイドラインに合意されることを確認させていただきます。

さらに、取引先の皆さまが、本ガイドラインに含まれる方針を貴社サプライチェーン全体に周知徹底されるということに合意されることを確認させていただきます。

貴社名：

日産のサプライヤーコード：

所在地：

署名者の所属部署・役職名：

署名者の氏名：

署名者のEmailアドレス：

署名日：

署名（直筆もしくは記名＋代表者印）：

購買担当者まで返送をお願いいたします。



日産自動車株式会社
サステナビリティ推進部
購買管理部